

海外に住むことになったら

帰国して日本に住む
ことになったら

国民年金の手続きが必要です！

出国前に必要な手続き

国民年金に加入している自営業や学生、無職の人が海外に住むことになったときは、国民年金の加入資格を失います。窓口で必ず喪失の手続きをしてください。厚生年金加入者に扶養されている人は、厚生年金加入者の勤め先を通じて喪失の手続きをお願いします。

また、日本国籍の人は国民年金に任意加入することができます。



任意加入について

【広報ID】1003600

日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の人は、申請により任意加入制度を利用できます。加入申請した日から資格を取得します。
※既に出国予定以後の保険料を納付している人も、任意加入の手続きをしないと資格を喪失します（保険料は後日還付されます）

任意加入により受給できる年金

- 高齢になったとき：老齢基礎年金
※受給要件を満たしたときに支給、納付済み期間に応じて増額
- 海外在住期間中に死亡したとき：遺族年金
※受給条件を満たした場合
- 海外在住期間中に病気やけがで障害が残ったとき：障害年金
※受給条件を満たした場合

帰国したときに必要な手続き

帰国して住民票への登録をした場合、20歳以上60歳未満の人は任意加入の有無にかかわらず、国民年金への加入が必要です。窓口で必ず手続きをしてください。

- ※一時帰国などで短期間だけ国内で住民票の登録をした場合でも、その期間は強制加入の対象になるので手続きが必要です
- ※任意加入で付加保険料の納付や口座振替による納付をしていた人が強制加入後も継続を希望する場合、加入手続き時に再度申請が必要です

任意加入時の保険料の納付方法

- ①国内にいる親族などの協力者が本人の代わりに納める
 - ②日本国内に開設している預貯金口座からの引き落とし
 - ③クレジットカードでの納付
- ※任意加入をしている人は、免除、納付猶予、学生納付特例制度の利用ができません。保険料を納めることが難しい場合は、任意加入をやめる手続きをしてください

手続き 窓口

- 医療助成年金課年金係
- 都南総合支所税務福祉係
- 玉山総合事務所住民福祉課
- 日本年金機構盛岡年金事務所（松尾町）

今年の収入から！

働き方の選択肢が拡大！ 税の扶養・非課税の範囲が変わります

主な改正点

- ①給与所得控除の最低保障額の引き上げ（最大10万円）
- ②扶養控除などの所得要件の引き上げ（10万円）
- ③大学生年代の子などに関する特別控除（特定親族特別控除）の創設
- ④基礎控除の引き上げ（所得税のみ最大47万円）

改正で、「年収の壁」はどうなるの？

各種保険や給付、手当、サービスなどへの影響については、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

※本記事では、「年収」は給与収入の目安として記載しています

- 物価上昇や就業調整への対応のため、令和7年度税制改正により、特に「年収の壁」に関する見直しが行われました。主な改正点と、その影響についてお知らせします。
- 【問】市民税課市民税第二係・第三係 ☎613-8497、613-8498
【広報ID】1052657
- 例1 住民税は年収が106万5000円以下、所得税は年収が160万円以下であれば、課税されません。
 - 例2 年収が123万円以下であれば、扶養控除などの対象になります。
 - 例3 大学生年代の子などは、扶養要件を超えて働いた場合でも、年収188万円以下であれば、親などが控除を受けることができます。

盛岡市
市民税PR
キャラクター
「もりび」



詳しくは、市と国税
庁のホームページ
をご覧ください。



国税庁
ホームページ

広 告



補聴器相談会開催 8月1日(金)～15日(金)

簡単で便利!! 充電式耳あな型補聴器
シグニアの「シルクチャージ&GO」が
2週間無料試聴できます。

当店は「認定補聴器専門店」です。「聞こえ」でお悩みのみなさま、ぜひご来場ください。
※認定補聴器専門店は公益財団法人テクノエイド協会が認定した店舗です。

TEL.019-653-3435
<https://www.morioka-suishodo.com/> 盛岡市中ノ橋通一丁目4-20

信頼と安心

スガネの水晶堂

岩手銀行 中ノ橋支店 ● 駐車場 ● 盛岡バスセンター ●

中ノ橋 ● 中ノ橋通 ● 南大通 ●

水晶堂ビル2階 ● monaka ●

当ビル裏、指定駐車場をご利用下さい。

広 告

悲しむ暇もない、相続手続き……

財産内容の確認

相続人同士話し合い

遺産分割

不動産登記

預金解約



遺言書のない相続は、大変です。

あなたの大切な人のために、今できることの一つ。
あなたの遺言書づくりを丁寧にサポート致します。

相続発生前にできること、相続発生後にやるべきことをご提案しあなたの相続を解決へと導きます。

「相続贈与相談センター」では、盛岡で45年以上相続・贈与を取り扱ってきた税理士が、弁護士・司法書士・行政書士等各種専門家と連携してサポートします。

土業の森 相続・贈与相談センター®

運営会社： 土業の森グループ 佐藤税理士法人

〒020-0866 盛岡市本宮二丁目3-30

TEL019-656-4600

無料相談会 実施中!

ご予約は
こちら⇒

